

区域	対象		法令等	問合せ先
市街化区域	面積が 500 m ² 以上	切土又は盛り土を行う行為	姫路市開発事業における手続き及び基準等に関する条例〔事前申請〕	まちづくり指導課 電話 079-221-2540 本庁舎 5 階
市街化調整区域	面積が 500 m ² 以上	切土又は盛り土を行う行為	姫路市開発事業における手続き及び基準等に関する条例〔事前申請〕	まちづくり指導課 電話 079-221-2540 本庁舎 5 階
	3 か月を超える、又は 3,000 m ² 以上の事業		農地法第4条申請〔一時転用許可〕	農業委員会事務局 電話 079-221-2823 本庁舎 9 階
都市計画区域外	面積が 1,000 m ² 以上	切土又は盛り土を行う行為	姫路市開発事業における手続き及び基準等に関する条例〔事前申請〕	まちづくり指導課 電話 079-221-2540 本庁舎 5 階
	3 か月を超える、又は 3,000 m ² 以上の事業		農地法第4条申請〔一時転用許可〕	農業委員会事務局 電話 079-221-2823 本庁舎 9 階
すべて	土壌安全基準に適合しない土砂埋立て等の禁止（土砂埋立て等の規模に関わらず適用されます。）		産業廃棄物等の不適正な処理の防止に関する条例（兵庫県）〔許可〕	産業廃棄物対策課 電話 079-221-2405 本庁舎東館 3 階
	面積が 1,000 m ² 以上	埋立ての地盤の最も低い地点と埋立後の最も高い地点との垂直距離が 1m を超えるもの		
すべて	面積が 3,000 m ² 以上	掘削の深さが 50cm 以上	土壌汚染対策法〔届出〕	環境政策室 電話 079-221-2467 本庁舎 7 階
市域全域	・宅地造成等工事規制区域 ・特定盛土等規制区域	通常の営農行為は盛土規制法の対象とならない。 「通常の営農行為に該当するか否かの判断基準 確認フロー（兵庫県版）」参照	宅地造成及び特定盛土等規制法（盛土規制法）〔許可〕	まちづくり指導課 電話 079-221-2540 本庁舎 5 階

注）その他関係法令により対象となる場合があります。

<農地改良の取扱いに関する要領>第3条（取扱）

ここで「農地改良」とは、農地の生産性を向上させるため、地権者自らが行う客土を伴う農地かさ上げ等の行為をいいます。

- ・3 か月以内で、かつ 3,000 m²未満の事業が対象です。3 か月を超える、又は 3,000 m²以上の場合は、転用許可申請（一時転用）が必要です。なお、市街化区域においては、すべての事業が対象です。
- ・土木業者等が農地を土捨て場として利用し、その結果として農地改良につながる場合は、土捨て行為自体が転用行為に当たり、一時転用として県許可（市街化区域内では、転用の届出）が必要です。
- ・進入用通路については、作業のための重機や土砂運搬車両を通過させるため、農地性が損なわれない 3 か月以内の板敷きや鉄板敷き等の行為については、対象としません。
- ・事業を細分化し、許可を免れることを防止するため、同一事業者による事業で、農地が連たんしている場合、又は事業（許可不要事業を含む。）を完了後、6 か月以内に農地を換えて工事を継続させる場合は同一事業とみなします。

- ・「農地改良」か「土捨て」かの区別が困難な場合は、申請書の精査や現地調査を実施の上、判断します。
判別不可能の場合においては、地権者と事業者による農地法第4条又は第5条の一時転用許可（市街化区域内では農地法第4条又は第5条の届出）が必要なものとします。

※農地として適正に造成、営農されると判断された場合に確認書を交付しますので、確認書を受理し、関係法令の必要な手続きがある場合にはそれらが完了してから、造成工事を開始してください。